

News Letter

令和元年6月5日
発行
第83号

労務管理トピックス

医療労務管理アドバイザー(社会保険労務士)

高橋直美

改正安衛法に伴う「健康情報管理」の対応

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働安全衛生に基づき、「健康情報管理指針」(労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針)が2019年4月1日から適用されています。

この「健康情報管理指針」に定められている実施事項として、(1)取扱規程の策定、(2)健康情報管理の体制整備、(3)取扱規程に関する関係者への教育が定められています。(1)の規程に含める事項として、健康情報を取扱う①目的及び取扱い方法、②取扱者と権限、範囲③目的等の通知方法と本人同意の取得方法、④適正な管理方法、⑤本人からの開示・訂正・使用停止等の方法、⑥第三者への提供方法、⑦苦情処理方法、等があります。

健康情報の取扱いは特に慎重でなければならず、また、個人情報の保護に関する法律との兼ね合いもあり解釈が難しい点もあります。健康情報について事業者等が医療機関等に直接問い合わせる場合には、別途、労働者本人の同意を得る必要があります。

メンタル不調による休職者などが増えている現在、職場復帰やその後の治療と仕事の両立支援を求められており、事業者は特に「健康情報管理」が今後ますます重要になってくるものと思われます。そのためにも、「健康情報管理指針」で求められる実施事項を把握し適正に運用していく必要があります。厚生労働省から取扱規程を策定するための手引きやモデル規程もでておりますので、参考にして健康情報管理の適正な運営を行っていただければと思います。

労務管理実務Q&A

医療労務管理アドバイザー(特定社会保険労務士)

山口栄一

Q. 会社独自の有給の特別休暇(結婚や忌引等)を設けていますが、その取得日数は4月から始まった働き方改革の5日間の年次有給休暇から控除することはできるのでしょうか?

A. 法定の年次有給休暇とは別に設けられた特別休暇を取得した日数分については、年次有給休暇から控除することはできません。この特別休暇を、今回の改正を契機に廃止し、年次有給休暇に振り替えることは、法改正の趣旨(注)に添わないものであるとともに、労働者と合意することなく就業規則を変更することにより特別休暇を年次有給休暇に振り替えた後の要件・効果が労働者に不利益と認められる場合には、就業規則の不利益変更法理に照らして合理的なものである必要があります。

(注)改正の趣旨:年次有給休暇の取得率が依然として5割に満たず、年次有給休暇をほとんど取得していない労働者に長時間労働の傾向がみられることから、年次有給休暇が確実に取得できる仕組みとして、付与日数が10日以上を労働者を対象に、年5日については、時季を指定して年次有給休暇を与えることを使用者に義務付けることとされました。

ご不明な点がございましたら、医療勤務環境改善支援センターまでお問い合わせ下さい。

茨城県医療勤務環境改善支援センター(茨城県医師会内)

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町489番地 TEL 029-303-5012 FAX 029-303-5116
http://www.ibaraki.med.or.jp/kinmu-kankyo/ E-mail: iryokankyo08@pure.ocn.ne.jp

勤務環境マネジメントシステム

「現状分析」の集計をお手伝いします

医療勤務環境改善マネジメントシステム導入のモデル医療機関の募集については、既にご案内しているところですが、スタッフの意識や実態の現状把握にわずらわしさを感じている医療機関も多いことと思います。本支援センターでは、68項目からなる現状分析シートの集計業務をお手伝いいたします。

集計の流れ

- ① 支援センターよりスタッフの人数分のマークシート用紙が送付されます。
- ② 自院スタッフにマークシート用紙を配布し、記入された用紙を回収します。
- ③ 人数分を取りまとめ支援センターに送付します。
- ④ 数日後、集計結果として返却いたします。

詳しくは、茨城県医療勤務環境改善支援センターにお問い合わせください。

現状分析シート

※現状把握・課題抽出のための視点に関する自施設の状況について、
「1. 十分に当てはまる」「2. 当てはまるが改善余地あり」「3. 全く当てはまらない」
「4. 把握していない」のいずれかを選択してください。

領域	分野	No	分類	職場におけるあなたの実感を回答してください。 ※「成果」については前年との比較
		1		
		2		
		3		
		4		
	1)労働 時間管理	5		
		6		
		7		

現状分析マークシート

該当する箇所を鉛筆で塗りつぶしてください。

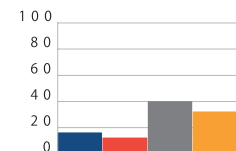
職種
 医師 コメディカル
 看護職 事務・その他

別紙の質問表を見て、各質問No.に「1.十分に当てはまる」「2.当てはまるが改善余地あり」「3.全く当てはまらない」「4.把握していない」の当てはまる番号の該当箇所を鉛筆で塗りつぶしてください。
※回答欄は塗りつぶしの漏れがないようにお願いします。

	I 回答欄				II 回答欄				III 回答欄				III 回答欄				IV 回答欄							
	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4				
問1	○	○	○	○	問18	○	○	○	○	問28	○	○	○	○	問47	○	○	○	○	問58	○	○	○	○
問2	○	○	○	○	問19	○	○	○	○	問29	○	○	○	○	問48	○	○	○	○	問59	○	○	○	○
問3	○	○	○	○	問20	○	○	○	○	問30	○	○	○	○	問49	○	○	○	○	問60	○	○	○	○
問4	○	○	○	○	問21	○	○	○	○	問31	○	○	○	○	問50	○	○	○	○	問61	○	○	○	○

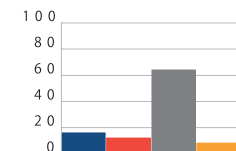
項目分析グラフレポート

QI_回答1



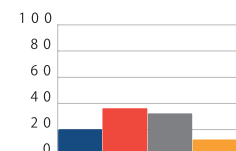
平均：2.88

QI_回答2



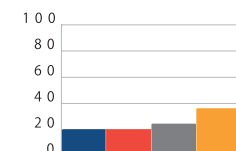
平均：2.64

QI_回答3



平均：2.36

QI_回答4



平均：2.76